

## 1. 充電設備等の廃棄

充電設備等（充電設備、課金装置、給電器及び単価 50 万円以上の付帯設備をいう。以下同様）の廃棄とは、補助金の交付を受けた充電設備等を廃棄処分することをいい、原則、交付済み補助金の全部または一部の返還義務が発生します。廃棄するときには、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書（様式 22）」の提出が必要です。センターから「財産処分承認通知書（様式 23）」による通知が届く前に、廃棄してはなりません。

## 2. 財産処分承認申請（廃棄）

財産処分承認申請書および要部写真を郵送もしくは電子メール<sup>(注1)</sup>で提出してください。また、天災又は過失のない事故等により取得財産等が使用不能となり、やむを得ず廃棄処分する場合は、それを証する各種証明書（写し）の提出が必要です。

注1：電子メールご利用の場合、提出書類を PDF 化し添付してください。

提出書類：**財産処分承認申請書（様式 22）**

**要部写真（財産処分）**

**各種証明書（写し）**

記載例：[財産処分承認申請書（様式 22） 廃棄](#)

[要部写真（財産処分） 廃棄前](#)

参 考：[証明書類（廃棄）](#)

申請先：一般社団法人 次世代自動車振興センター 充電インフラ部 財産処分担当  
〒103-0027

東京都中央区日本橋 1 - 1 6 - 3 日本橋木村ビル 5 階

TEL 03-3548-2871 FAX 03-3548-2872

E-mail：zaisan\_shobun31@cev-pc.or.jp

## 3. 財産処分承認通知書（様式 23）発行

センターは申請内容を確認後、財産処分承認通知書（様式 23）を発行します。なお、充電設備等の廃棄処分は補助事業の目的が達成できないため、補助金の全部又は一部を返納していただきます。

## 4. 廃棄処分後の手続き

手続きは処分（廃棄）の内容により異なるため、センターの指示に従い実施してください。

提出書類：**実施状況報告書（財産処分）**

**要部写真（財産処分）**

**産業廃棄物管理票\_マニフェストD票（写し）**

記載例：[実施状況報告書（財産処分） 廃棄後](#)

[要部写真（財産処分） 廃棄後](#)

参 考：[マニフェストD票](#)

※電子マニフェストの場合はD票と同様の情報がわかるもの

以上